

令和7年度 国民健康保険税の計算方法について

- 納税義務者
国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主に課税されます。
- 年税額 (①+②+③)
①医療分の賦課額と、②後期高齢者支援金分の賦課額、③介護納付金分の賦課額 (40歳以上65歳未満のかた)の合算額となります。
- 納期
7月～翌年2月までの8期となっております。年度途中で加入した場合は、届出の翌月からの納付となります。
- 非自発的失業者にかかる軽減 (給与所得以外の所得は、軽減の対象にはなりません。)
失業者本人の給与所得を30/100として算定します。

1. 基礎課税額 (医療分)

A 所得割 →総所得金額から1人当たり最高43万円を控除した後の額の合計に税率をかけます。 令和6年中の総所得金額等 円 - 43万円 × 8.5% = A 円 (市に届出のある所得情報により) B 均等割 加入者1人につき年額 18,300円 (未就学児は半額) 18,300円 × 人 = B 円 → 軽減 → C 平等割 1世帯につき年額 27,900円 C 円	年税額 A+B+C = 円 66万円を超える場合は、66万円 ↓ カ月分 ① 円
--	--

2. 後期高齢者支援金等課税額 (後期高齢者支援金分)

D 所得割 →総所得金額から1人当たり最高43万円を控除した後の額の合計に税率をかけます。 令和6年中の総所得金額等 円 - 43万円 × 2.5% = D 円 (市に届出のある所得情報により) E 均等割 加入者1人につき年額 5,700円 (未就学児は半額) 5,700円 × 人 = E 円 → 軽減 → F 平等割 1世帯につき年額 8,100円 F 円	年税額 D+E+F = 円 26万円を超える場合は、26万円 ↓ カ月分 ② 円
---	--

3. 介護納付金課税額 (介護納付金分) 40歳以上65歳未満のかたが国民健康保険に加入している場合。

G 所得割 →該当者の総所得金額から1人当たり最高43万円を控除した後の額の合計に税率をかけます。 令和6年中の総所得金額等 円 - 43万円 × 2.1% = G 円 (市に届出のある所得情報により) H 均等割 加入者1人につき年額 6,500円 6,500円 × 人 = H 円 → 軽減 → I 平等割 1世帯につき年額 7,000円 I 円	年税額 G+H+I = 円 17万円を超える場合は、17万円 ↓ カ月分 ③ 円
---	--

月から ①+②+③	月までの	カ月分
円		